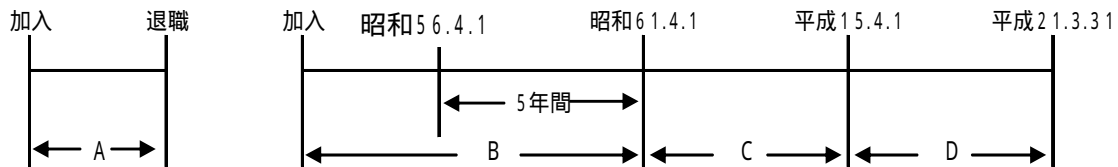


## 平均給料月額、平均給与月額について

(問 15) 平均給料月額及び平均給与月額を詳しく教えてください。

(答) 平均給料(給与)月額の計算は、次のとおり大きく4分割して計算することとされていますので、あなたの加入記録がどこに区分されているか確認し、その期間に係る平均給料(給与)月額を計算してください。



Aの期間に係る平均給料月額

$$= \{ A \text{の期間に係る通算退職年金の算定の基礎となる給料年額(60年度ベースに改定後)} \} \\ \times 1 / 12 \times 5 \text{年換算率} \times \text{全期間換算率} / \text{手当率} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}$$

通算退職年金の算定の基礎となる給料年額

昭和61年3月以前に退職された方は、退職された際の給料年額を昭和60年度の水準に引き上げた後の給料年額です(退職した当時の給料年額を改定法により改定し、昭和60年度ベースに改定する率等により改定した後の額となります。)

昭和61年3月以前に退職された方の給料につきましては、昭和61年4月の制度改正前の年金の算定の基礎となる給料が「退職前1年間の給料の総額」とされていたため、共済組合では、その1年間の給料のみを管理することとされ、全期間の給料は管理していませんので、平均給料月額の計算においてもこの1年間の給料を使用することとなっています。

5年換算率

昭和61年4月以前から在職されていた方については、昭和56年4月から昭和61年3月までの5年間の給料により、昭和61年3月以前の平均給料月額を計算することとされ、このため、昭和61年3月以前に退職された方についても、「退職前一年間の給料の総額」について、その給料を5年分の給料の金額に置き換えて計算することとされています。

これは、制度改正時において、在職年数と昇給・昇格等による給料の増減を実際に調査しており、この調査に基づく理論値を乗じることによって算定します。この5年間分の給料に置き換える率を「5年換算率」といいます。

全期間換算率

前記「5年換算率」を乗じて置き換えた額を、その退職に引続く在職年数の数値に置き換えるための率です。この率を「全期間換算率」といいます。

この数値も、前記と同様、制度改正時において、在職年数と昇給・昇格等による給料の増減を実際に調査した結果に基づくものです。

なお、全期間換算率は、手当率を乗じた率で表示していますので、説明上、手当率で除しています。

## 手当率

厚生年金保険制度における平均標準報酬月額で各種手当を含んで計算することとの均衡を考慮して、一般職の職員である組合員の給料の額に対する諸手当の月額の平均的な割合とすることとされており、一般職は1.25と、特別職は手当込の給料が支給されていますので1とされています。

## 再評価率

ここまで算定した数値は昭和60年度ベースの数値なので、これを現在の水準に引き上げる必要がございますので、再評価率(1.303)を乗じて平成21年の水準に引き上げるものです。

なお、再評価率は、組合員であった月が属する期間ごとに異なりますので、下図「再評価率(昭和13年4月2日以後に生まれた者に限る。)」で確認して計算してください。

## Bの期間に係る平均給料月額

$$\begin{aligned} &= \{ (\text{昭和56年4月から昭和57年3月までの各月の掛金の標準となった給料の総額} \times 1.109) \\ &+ ((\text{昭和57年4月から昭和58年3月までの各月の掛金の標準となった給料の総額} \times 1.109) \\ &+ ((\text{昭和58年4月から昭和59年3月までの各月の掛金の標準となった給料の総額} \times 1.087) \\ &+ ((\text{昭和59年4月から昭和60年3月までの各月の掛金の標準となった給料の総額} \times 1.052) \\ &+ ((\text{昭和60年4月から昭和60年6月までの期間について改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその各月の掛金の標準となるべき給料の総額}) \\ &+ ((\text{昭和60年7月から昭和61年3月までの各月の掛金の標準となった給料の総額}) \} \\ &\times \frac{1}{5\text{年} \times 12} \times \text{全期間換算率} / \text{手当率} \times \text{再評価率} \times \text{手当率} \end{aligned}$$

「1.109」、「1.087」及び「1.052」の率は、その当時の給料の額を昭和60年度ベースに改定する率で、「昭和60年再評価率」といいます。

## Cの期間に係る平均給料月額

$$= (\text{Cの期間に係る各月の掛金の標準となった給料} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}) \text{の総額} \div \text{Cの期間}$$

## Dの期間に係る平均給与月額

$$\begin{aligned} &= \{ (\text{Dの期間に係る各月の掛金の標準となった給料} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}) \text{の総額} \\ &+ (\text{Dの期間に係る掛金の標準となった期末手当等} \times \text{再評価率}) \text{の総額} \} \div \text{Dの期間} \end{aligned}$$

## 全期間の平均給与月額の算出

$$\begin{aligned} &= (\text{Aの期間に係る平均給料月額} \times \text{Aの期間} \\ &+ \text{Bの期間に係る平均給料月額} \times \text{Bの期間} \\ &+ \text{Cの期間に係る平均給料月額} \times \text{Cの期間} \\ &+ \text{Dの期間に係る平均給与月額} \times \text{Dの期間}) \\ &\div (\text{Aの期間} + \text{Bの期間} + \text{Cの期間} + \text{Dの期間}) \end{aligned}$$

全期間の平均給与月額の算出は、全ての期間を有している場合の計算式ですので、例えば、Aの期間がない方は、Aの期間を除いて計算してください。

## 60年度ベースに改定する率等

通算退職年金の給料年額	率	金額
1,200,000円未満	1.053	0円
1,200,000円以上 5,388,236円未満	1.051	2,400円
5,388,236円以上	1.000	277,200円

## 昭和60年再評価率

在職期間	率
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの在職期間	1.109
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までの在職期間	1.109
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの在職期間	1.087
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの在職期間	1.052

## 5年換算率

在職年数	数値	在職年数	数値
1年以下	1.000	18年を超え19年以下	0.925
1年を超え2年以下	0.988	19年を超え20年以下	0.926
2年を超え3年以下	0.967	20年を超え21年以下	0.927
3年を超え4年以下	0.950	21年を超え22年以下	0.928
4年を超え5年以下	0.936	22年を超え23年以下	0.930
5年を超え6年以下	0.926	23年を超え24年以下	0.932
6年を超え7年以下	0.918	24年を超え25年以下	0.935
7年を超え8年以下	0.913	25年を超え26年以下	0.938
8年を超え9年以下	0.910	26年を超え27年以下	0.941
9年を超え10年以下	0.909	27年を超え28年以下	0.944
10年を超え11年以下	0.909	28年を超え29年以下	0.947
11年を超え12年以下	0.911	29年を超え30年以下	0.950
12年を超え13年以下	0.913	30年を超え31年以下	0.953
13年を超え14年以下	0.916	31年を超え32年以下	0.956
14年を超え15年以下	0.918	32年を超え33年以下	0.960
15年を超え16年以下	0.921	33年を超え34年以下	0.964
16年を超え17年以下	0.923	34年を超えるもの	0.970
17年を超え18年以下	0.924		

全期間換算率

在職年数	数 値	在職年数	数 値
5年以下	1.255	20年を超え21年以下	0.974
5年を超え6年以下	1.246	21年を超え22年以下	0.960
6年を超え7年以下	1.226	22年を超え23年以下	0.947
7年を超え8年以下	1.206	23年を超え24年以下	0.934
8年を超え9年以下	1.183	24年を超え25年以下	0.922
9年を超え10年以下	1.162	25年を超え26年以下	0.912
10年を超え11年以下	1.143	26年を超え27年以下	0.903
11年を超え12年以下	1.123	27年を超え28年以下	0.894
12年を超え13年以下	1.104	28年を超え29年以下	0.887
13年を超え14年以下	1.086	29年を超え30年以下	0.881
14年を超え15年以下	1.068	30年を超え31年以下	0.875
15年を超え16年以下	1.051	31年を超え32年以下	0.870
16年を超え17年以下	1.035	32年を超え33年以下	0.865
17年を超え18年以下	1.019	33年を超え34年以下	0.862
18年を超え19年以下	1.003	34年を超えるもの	0.860
19年を超え20年以下	0.988		

再評価率（昭和13年4月2日以後に生まれた者に限る。）

組合員であった月が属する期間	数 値	組合員であった月が属する期間	数 値
昭和62年3月以前	1.303	平成9年4月～平成10年3月	0.990
昭和62年4月～昭和63年3月	1.270	平成10年4月～平成11年3月	0.979
昭和63年4月～平成元年11月	1.239	平成11年4月～平成12年3月	0.978
平成元年12月～平成3年3月	1.163	平成12年4月～平成13年3月	0.978
平成3年4月～平成4年3月	1.111	平成13年4月～平成14年3月	0.977
平成4年4月～平成5年3月	1.079	平成14年4月～平成15年3月	0.983
平成5年4月～平成6年3月	1.057	平成15年4月～平成16年3月	0.986
平成6年4月～平成7年3月	1.037	平成16年4月～平成17年3月	0.987
平成7年4月～平成8年3月	1.015	平成17年4月～平成20年3月	0.988
平成8年4月～平成9年3月	1.003	平成20年4月～平成22年3月	0.974